

安全管理規程に基づく行政処分の公表について

弊社、株式会社平成エンタープライズ 名古屋営業所は、平成 29 年 2 月 10 日に中部運輸局の監査を受け、以下の行政処分を受けました。

違反条項に関する行政処分の内容等は以下の通りでございますが、今回の処分を厳粛に受け止め、法令遵守および輸送の安全を確保するため、全社をあげて再発防止に取り組んでまいります。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 行政処分日 | 平成 29 年 7 月 26 日 |
| 2 | 対象営業所 | 株式会社平成エンタープライズ 名古屋営業所
所在地：愛知県名古屋市南区荒浜 1-2-7 |
| 3 | 処分内容 | 事業用自動車の使用停止 140 日車（7 両×20 日間） |
| 4 | 主な処分条項 | <ul style="list-style-type: none">・点呼を確実に実施していなかった
(道路運送法第 27 条第 3 項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第 24 条第 2 項)・運行指示書の作成、指示又は携行の義務違反
(道路運送法第 27 条第 3 項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第 28 条の 2 第 1 項)・乗務員台帳一名作成漏れ
(道路運送法第 27 条第 3 項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第 37 条第 1 項)・高齢運転者への特別な指導及び適齢診断が不適正
(道路運送法第 27 条第 3 項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第 38 条第 2 項) |

以上